
市役所窓口での手続きについて

謹んでお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。お亡くなりになられた方に関する手続きは次のとおりです。次の事項について、該当される場合は、市役所または最寄りの支所で手続きをお願いします。

◎国民健康保険関係の手続き

手続事項	必要書類等	担当係（窓口番号）
<input type="checkbox"/> 資格確認書等（国民健康保険資格確認書、福祉医療費受給者証など）の返還または訂正	所持している資格確認書等を持参してください。	保健医療課 国保年金係 ☎59-2141 ⑧
<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給 ※国民健康保険に加入されている方	葬祭執行者には、葬祭費が支給されますので、預金通帳、葬祭執行者であることがわかる書類（火葬証明された埋火葬許可書のコピー、会葬御礼状など）を持参してください。 ※申請者が葬祭執行者と異なる場合は別途所定の委任状が必要です。	

◎後期高齢者医療関係の手続き

手続事項	必要書類等	担当係（窓口番号）
<input type="checkbox"/> 資格確認書等（後期高齢者医療資格確認書、福祉医療費受給者証など）の返還	所持している資格確認書等を持参してください。	保健医療課 国保年金係 ☎59-2141 ⑧
<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給 ※後期高齢者医療に加入されている方	葬祭執行者には葬祭費が支給されますので、預金通帳、葬祭執行者であることがわかる書類（火葬証明された埋火葬許可書のコピー、会葬御礼状など）を持参してください。 ※申請者が葬祭執行者と異なる場合は別途所定の委任状が必要です。	

◎国民年金関係の手続き

手続事項	必要書類等	担当係（窓口番号）
<input type="checkbox"/> 年金未支給、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などの請求	亡くなった方の基礎年金番号が分かる書類（年金手帳、年金証書など）がある場合は持参してください。 今後のお手続きについて、ご案内します。	保健医療課 国保年金係 ☎59-2141 ⑧

※共済年金は担当事務所へお問い合わせください。

※恩給がある場合は、総務省人事・恩給局（☎03-5273-1400）へお問い合わせください。

裏面もあります。ご確認ください。

◎原子爆弾被爆者手帳をお持ちの方（本庁のみ）

	手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当係（窓口番号）
<input type="checkbox"/>	被爆者死亡弔慰金支給の請求 葬祭料の請求 ※請求者は葬祭を行った方です。	被爆者健康手帳、手当証書、火葬証明された埋火葬許可書のコピー、死亡診断書のコピー、請求者の預金通帳を持参してください。	保 健 医 療 課 健 康 増 進 係 ⑨ ☎59-2153

◎その他の手続き

	手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当係（窓口番号）
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還	印鑑登録証（作られた方のみ）を持参してください。	市 民 課 戸 籍 住 民 係 ③ ☎59-2143
<input type="checkbox"/>	介護保険証の返還	介護保険証を持参してください。	地 域 介 護 課 介 護 保 険 係 ⑩ ☎59-2144
<input type="checkbox"/>	緊急通報システムの利用終了の手続き	利用されている場合、担当課へお問い合わせください。	地 域 介 護 課 地 域 支 援 係 ⑪ ☎28-6226
<input type="checkbox"/>	福祉関係書類（障害者手帳など）の返還（本庁のみ）	該当のある福祉関係書類（障害者手帳など）を持参してください。	福 祉 課 障 害 福 祉 係 ⑫ ☎59-2146
<input type="checkbox"/>	原付（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車または名義変更	標識交付証明書、ナンバープレートを持参してください。	税 務 課 収 納 係 ④ ☎59-2127
<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定の手続き ※ <u>相続人代表者の本人確認書類</u> が必要です。	軽自動車税に関する事	税 務 課 収 納 係 ④ ☎59-2127
		市県民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する事	税 務 課 市 民 税 係 ⑤ ☎59-2128
		固定資産税に関する事	税 務 課 資 産 税 係 ⑥ ☎59-2129
<input type="checkbox"/>	水道の契約者が亡くなったとき	担当課へお問い合わせください。	上 下 水 道 局 業 務 課 営 業 係 別棟 ☎59-2191
<input type="checkbox"/>	栗谷地区にお住まいの方が亡くなったとき		
<input type="checkbox"/>	農地の所有者が亡くなった時の手続き ※相続完了後の手続き	相続した農地の登記済通知書の写しを1部持参してください。	農 業 委 員 会 事 務 局 ☎59-2190 3 F
<input type="checkbox"/>	森林の所有者が亡くなった時の手続き ※相続完了後の手続き	相続した森林の登記済通知書の写しを1部持参してください。	産 業 振 興 課 農 林 水 産 振 興 係 ☎59-2130 3 F
<input type="checkbox"/>	市営墓地の相続による権利移転	担当課へお問い合わせください。市営墓地の相続による権利移転	環 境 整 備 課 環 境 整 備 係 ① ☎59-2154